

## 南丹市管理道路・河川等清掃経費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民が一体となり自発的に道路、河川及び公園等の清掃作業を実施するなど、安全で快適な生活環境の創造と美しいまちづくりに寄与する活動に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

### (実施団体)

第2条 この要綱に定める補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる構成員5人以上の団体（以下「実施団体」という。）とする。

- (1) 行政自治会
- (2) PTA及び子供会
- (3) 老人クラブ
- (4) 女性会
- (5) 青年団
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める団体

### (対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、市が管理する道路、河川、公園、法定外公共用物等において行う次の各号に掲げる作業（以下「清掃活動」という。）に要する経費（消耗品費、燃料費、保険料、委託料（作業の一部を民間事業者等へ委託したものに限り。）及び借上料（必要な機械を民間事業者等から借り上げたものに限り。））とする。

- (1) 道路側溝の清掃作業（当該作業の延長が概ね100メートル以上であり、当該作業に伴う土砂等の処分が適正に行われるものに限り。）
  - (2) 道路、河川又は法定外公共用物の清掃作業及び除草作業（当該作業の延長が概ね200メートル以上であり、当該作業により刈り取られた草等の処分が適正に行われるものに限り。）
  - (3) 公園その他これと一体性を有する施設であって、市長が特に認めるものの清掃作業及び除草作業（日常的に使用されている施設に係る作業であって、当該作業に伴う土砂、草等の処分が適正に行われるものに限り。）
- 2 前項の規定にかかわらず、市の主催による清掃活動及びそれぞれの実施団体の活動拠点における基礎的な日常生活圏域又は当該圏域と一体性を有する範囲を超えて行う清掃活動に対しては、補助金を交付しない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1項に規定する清掃活動に参加した者1人あたり年額500円を基本とし、1実施団体2万5千円を上限とする。ただし、清掃活動に要した対象経費が基本額（参加者数×500円（1実施団体2万5千円を上限））に満たない場合は、当該要した対象経費の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を補助金額とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付は、1実施団体につき、年1回を限度とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする実施団体の代表者（以下「補助事業者」という。）

は、清掃活動終了後速やかに南丹市管理道路・河川等清掃経費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び交付金額の確定通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、南丹市管理道路・河川等清掃経費補助金交付決定通知書兼交付金額確定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の補助金交付決定通知書兼交付金額確定通知後、補助事業者の請求に基づき補助金を交付する。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 補助事業者の施行方法が不相当と認められたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。